

議案第 51 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

次の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 23 年 6 月 13 日

三朝町長 吉田秀光

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定した辺地

竹 田 A 辺 地	竹 田 B 辺 地
竹 田 C 辺 地	旭 辺 地
旭 C 辺 地	小 鹿 辺 地
小 鹿 B 辺 地	東 小 鹿 辺 地